

省 令

○農林水産省令第二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成五年一月二十七日

農林水産大臣 田名部匡省

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物の欄中「を除く」を「並び
にオランダ王国から発送され、他の地域を経由し
ないで輸入されるトマト及びピーマンであつて農
林水産大臣が定める基準に適合しているものを除
く」に改め、同表の二の項植物の欄中「ナンカン
ワン種」の下に「ナンドクマイ種、ピムセンダン
種及びラッド種」を加える。

附 則

この省令は、平成五年二月一日から施行する。